徳島県規則第二号

る規則を次のように定める。 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例施行規則の一部を改正す

和六年三月十九日

徳島県 知 事 後

正する規則 徳島県南海 トラフ巨大地震等に係る震災に強 い社会づ くり条例施行 規則 \mathcal{O} 部を改

徳島県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強 い社会づ くり 条例施行規則 (平成二十四年

別表第一 の三の項から十二の項までを次 のように改める。

教育学校、 学校教育法第一条に規定する学校 中等教育学校の前期課程及び特別支援学校に限る (小学校、 中学校、 義務 ートル以上

用途面積が千平方 階数が二以上か

兀 援事業 も園を除く。 る児童福祉施設 に限る。) 児童福祉法第六条の二の二第一 (児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業 の用に供する施設及び同法第七条第一項に規定す (助産施設 保育所及び幼保連携型認定こど 項に規定する障害児通所支

五. 五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号)

六 第一項に規定する保護施設 及び宿所提供施設に限る。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第三十八条 (救護施設、 更生施設、 授産施設

七 第十一号に規定する隣保館等の施設 社会福祉法 (昭 和二十六年法律第四十五号) 第二条第三項

る有料老人 に規定する老人福祉施設及び同法第二十九条第一 老人福祉法 ホ (昭和三十八年法律第百三十三号) 第五条の三 項に規定す

九 母子及び父子並びに寡婦福祉法 号) 第三十八条に 規定す る母 子 (昭和三十 父子福 九年法 祉 施 設 律 第百二

に規定する小規模多機能型居宅介護を行う施設 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第八条第十 同条第二十 九項

第二十三項に規定する複合型サー 項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う施設及び同条 ビスを行う施設

+ の法律 二十七項に規定する地域活動支援センター及び同条第二十八 労移行支援、 項に規定する福祉ホ う事業所、 する障害福祉サービス(生活介護、短期入所、 障害者の (平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定 同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第 就労継続支援及び共同生活援助に限る。 日常生活及び社会生活を総合的に支援するため 4 自立訓練、) を 行

+ 施設 年法律第五十二号)第十二条第一項に規定する女性自立支援 困難な問題を抱える女性へ の支援に関する法律 (令 和 匹

法第二十六条の規定による改正前 八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同 別表第一 療養型医療施設」を削る。 の十七の 項中 「並びに健康保険法等の一部を改正する法律 の介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介 (平成十八年法律第

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。